

## EU拡大と各国の取り組み(その2) (ハーモナイゼーション調査) (ポーランド、チェコ、ハンガリー、スロバキア、 スロベニア、ブルガリア、ルーマニア)

EU首脳会議(欧州理事会)が12月12~13日、コペンハーゲンで開催された。同首脳会議では、ポーランド、ハンガリー、チェコ、スロバキア、スロベニア、リトアニア、ラトビア、エストニア、マルタ、キプロスの10カ国を2004年5月1日から、新規加盟国として受け入れることで合意した。これら10カ国は2003年4月、アテネで加盟条約に調印し、国内での国民投票を含む批准手続きを経て、2004年5月のEU加盟を目指すことになる。

本レポートでは、コペンハーゲン首脳会議までの交渉の結果を中心に、欧州委員会の評価とそれに対する各国政府、産業界の反応や今後の対応などについて報告する。

### 農業問題を巡り予断を許さない国民投票の行方(ポーランド)

ワルシャワ事務所

欧州委員会(以下、欧州委)は2002年10月の「定期報告書」で、ポーランドでは政治的基準、経済的基準、アキ・コミュニテール履行のための制度改革のすべてについて進展があったと評価している。

欧州委の前向きな評価に対し、政府は大筋で同意しており、指摘された問題点については、迅速に対応する意向を示している。

#### 1. 公的部門の非効率性に課題

欧州委は、ポーランドのEU加盟への政治的基準に関し、民主主義と法の支配を保障する安定した法制度が確立しているとしている。欧州委は、97年の意見書の提出以来、ポ

ーランドは基準の実施について大きな進展を見せているとしながらも、主な問題点として、公的部門の非効率性と、依然として存在する汚職を指摘している。特に汚職については、司法、警察、国境検問事務、地方当局、国有企業、保健業務など多くの公的部門において、一時期に比べ目立たなくなっているとはいえ、依然として汚職の慣行が広く蔓延しており、公的部門の正常な機能や、ポーランドのさらなる発展を妨げていると指摘している。政府は汚職の慣行に関し、行政や司法の汚職撲滅のための努力を積極的に行っており、欧州委が指摘しているほどではないとしている。一方で、メディアと世論は、公的部門の

.....

非効率性や汚職の問題を認知しているため、欧州委の指摘に対する大きな反応はなく、むしろ肯定的に受け止めている。

## 2. 高失業率が民営化推進の足かせ

欧州委は、EU加盟の経済的基準に対するポーランドの準備状況について、マクロ経済は安定しており、市場経済が機能していると評価している。また、ポーランドは加盟の経済基準を順守しており、これまでの経済改革を継続することによって、近い将来、ポーランドがEU市場でも耐えうる競争力を持つとの見解を示している。

一方で、欧州委が政府に対し改善するよう指摘している点は次の通りである。

- ・ 財政支出に新しい基準を設けるなど財政政策の変更
- ・ 炭鉱および鉄鋼業、軍需産業、化学薬品などの重化学工業におけるリストラと民営化の完了
- ・ マクロ経済の安定と投資家の信用を確保するため、中央銀行の独立性の確保
- ・ 社会インフラの整備

政府はこれらの指摘に対し、全般的には肯定的に受け止めている。しかし、最近の経済成長の停滞（2001年の実質GDP成長率は1.0%、2002年見通しは1.2%）により財政赤字は大幅に増加（2000年の153億9,100万ズロチから2001年は323億5,800万ズロチに、2002年も前年を上回ることが確実）しており、財政支出の構造改革に対しては消極的である。

民営化についても、厳しい状況にある。民営化案件は90年以降に増加し、民営化収入はピークの2000年には267億4,000万ズロチに達した。また、民間企業の生産額がGDPに占める割合は、65%（97年）から74%（2000年）に増加しており、就業人口の74%を雇用するに至った。しかし、2000年までに将来性のある有望な国営企業はほぼ売却し尽くされたため、2001年以降の民営化は低調で、2002年の

政府の民営化収入は、当初予定の67億ズロチを大きく下回る22億ズロチにとどまった。12月に成立したドイツの電力・ガス会社RWEによる国営配電会社シュトーエン（Stoen）の買収（15億ズロチ）が、唯一の大型民営化案件だった。一方、民営化された企業は、生産性を改善するべくリストラを実施してきたため、失業率は97年の10.3%から2000年は15.1%、2001年は17.5%、2002年には18.1%と増加傾向にある。現在民営化を控えている国営企業（炭鉱をはじめとしたエネルギー部門および鉄鋼業、軍需産業、化学薬品などの重化学工業）における生産性は必ずしも高くない。民営化を実施するには、リストラを先行して行う必要があり、さらなる失業者の増加が避けられない。このため、政府はこのような国営企業の民営化に対し、打開策を打ち出せないでいる。ミレル首相は2003年1月、鉄鋼業界の再編問題、炭鉱閉鎖問題など政府が抱える重要案件について、有効な打開策を打ち出せなかったピエホタ経済相を更迭、またエネルギー部門における民営化の遅れの責任から、カチマレク国有財産相も更迭した。

社会インフラの整備が、ポーランド経済の発展における大きな阻害要因となっている。とくに高速道路網の整備の遅れが、経済活動のコストを高めている。高速道路は、ワルシャワなど大都市を通る形で、西のドイツから東のペラルーシまで、また北のグダニスクから南のチェコまで道路網を整備する計画があり、全てが開通すれば効率的な物流を実現できる。しかし、資金不足から、現在は自動車産業が集積する南西部とウッジ周辺の一部が開通しているにすぎない。政府は2月に、資金不足を補うため、主要な国道で利用料を徴収し、高速道路の建設費用に充てるという国道利用料導入法案を下院に問うたが、与党連立政権を組む農民党（PSL）が反対票を投じて反対が上回り、同法は成立しなかった。

### 3. 大企業向けの投資インセンティブは縮小

残されていた「競争政策」、「農業」、「財政」の分野における交渉も、2002年12月のEUコペンハーゲン首脳会議にて終了した。定期報告書では、97年に欧州委の意見書が発表されて以降、2000年まではポーランドは国内法制度をEU基準に調和させるための調整に緩慢だったが、その後はかなりの進展を見せた、としている。また、行政能力の強化については、ある程度の進展を見せたもののさらなる努力が必要である、としている。ポーランドは全般的に交渉の過程で定められた義務を果たしているが、農業（家畜の特定と登録、総合管理システム）、漁業（検査と管理）、環境（水質、工業廃棄物管理、化学薬品に関する行政命令）の分野で遅れが見られる。

「競争政策」分野では、2000年末までに特別経済区（SEZ）に進出した企業に対し、政府が付与していた投資優遇措置がEU基準に適合していなかったため、今後の取り扱いが問題となっていた。政府と欧州委は、小企業に対しては2011年末まで、中企業には2010年末まで、と期限付きで現行の優遇措置を適用することで合意した<sup>(注)</sup>。大企業に対しては、2000年1月1日以前に進出許可を得た企業は投資総額の75%、2000年中に進出許可を得た企業は投資総額の50%を上限に、公的支援を受けられることができる。なお、大企業のうち、自動車関連企業については、投資額の30%以内の支援にとどまる。公的支援の起算日は2001年1月1日であり、それ以前に付与していた部分は考慮しない。このため、進出企業に対する影響は限定的との見方もある。

2001年以前にSEZに進出した大企業は、現

在付与されている優遇措置が縮小されることになるが、政府は損失を補填するため、EU基準に合致した特別基金の創設を検討している。同基金は、当該企業が支払う法人税を国庫に納入せず、特別基金内の同企業の口座にプールし、将来追加・新規投資を行う際に、同口座の資金を活用できるというものである。また、別の補填措置として、一部の地方自治体が企業から徴収している不動産税の一部免除を検討している。なお、政府は2001年1月1日以降にSEZに進出した企業に対しては、EU基準に適合した投資優遇措置を付与している。

「農業」分野でも、政府は最後の交渉の機会であるコペンハーゲンEU首脳会議で粘り強い交渉を続け、加盟条件の多くを改善した。「農業」分野では、農家への直接補助金に対し、政府による上乘せが認められ、2004年から2006年にかけて現加盟国の55%、60%、65%とすることで合意した。さらに、加工用牛乳の生産割当枠は150万トン拡大し、850万トンとなった。

農業問題に関し、政府の姿勢が非常に厳しかったため、一時は交渉決裂の報道が流れるほどだった。政府が厳しい姿勢で交渉に臨んだ背景には、ポーランドが多くの農業従事者を抱えているという国内事情がある。ポーランドの就業人口1,500万余りのうち、400万人強を農業従事者が占めている。しかしその生産性は低く、EU加盟による影響を危惧する声は大きい。そのため、今回の交渉結果は、2003年6月の国民投票にも大きな影響を及ぼすと予想されていた。

交渉結果に関し、クワシニェフスキ大統領は、「ポーランドにとって辛い交渉だった。しかし、予想を上回る成果をあげた」とコメ

(注) 中小企業の定義は経済活動法に基づく。小企業は従業員50人以下で、初年度収入700万ユーロ以下または総資産500万ユーロ以下、中企業は従業員250人以下で、初年度収入4,000万ユーロ以下または総資産が2,700万ユーロ以下の企業である。また中企業、小企業ともに、株式あるいは議決権の25%以上を他者に保有されていないことが条件となる。

ントした。カリノフスキー農相（当時）も、「成功とはいえないが、満足すべきもの」として一定の評価を与えているほか、農業労働組合も「ほぼ満足している」と評価した。

しかし、政府と欧州委員会との間で、妥結内容の解釈についてのズレが表面化するにつれ、EU加盟後の農業政策について不安、不満を抱いた農業従事者が大規模な道路封鎖デ

モを行うなど、全国規模で抗議活動が起こっている。加えて、ミレル首相は、国道利用料導入法案に対しPSLが反対投票したことから、PSLとの連立と解消した。EU加盟の是非を問う国民投票では、50%以上の投票率と、過半数の賛成票が必要となる。国民投票を巡る情勢に与える影響が懸念される。

（土屋 貴司）

## 注目される国民投票の行方(チェコ)

プラハ事務所

チェコは2002年12月13日、コペンハーゲンで開催されたEU首脳会議において、98年に開始されたEU加盟交渉を終了した。これを受けて、チェコではEU加盟に関する国民投票が2003年6月15～16日に実施される見込みである。

### ・コペンハーゲン基準に沿って加盟準備

欧州委員会は2002年10月9日、EU加盟候補各国の加盟準備状況を評価した定期報告書を発表した。このなかで欧州委は、チェコの加盟交渉を2002年末までに完了することを勧告した。

欧州委員会は97年、コペンハーゲン・クライテリアにおける政治的基準をチェコはすでに満たしているという結論を出している。また、民主主義、法整備、人権、および少数民族の尊重と保護などの諸制度を安定的に運用し、著しい進展が見られたとしている。

経済的基準では、政府がEU加盟に必要な経済的要件を満たす努力により、経済的安定が達成されており、このまま改革が進めば、加盟後の市場競争圧力にも十分に対処しているとしている。

アキ・コミュニテール（欧州共同体の基本

条約に基づく権利と義務の総体）については、（定期報告書が発表になった10月9日時点で）チェコはすでに25項目について交渉を終了しており、残り項目「競争政策」、「農業」、「運輸」、「地域政策」、「財政・予算」の交渉終結が優先課題となった。

### 司法制度改革などが課題

定期報告書において欧州委員会は、チェコがEU加盟までに解決すべき重要課題として次の点を指摘している。

#### ・司法制度改革

進展が見られたが、訴訟手続、特に民事裁判における判決までの時間短縮のために、さらなる努力が必要である。

#### ・汚職と経済犯罪対策

法的かつ組織的な対策が新たにとられたが、依然として深刻な状態ある。一層の努力が必要であり、特に、法的執行機関において人材育成などによる執行能力の強化策が確実に行われなければならない。

#### ・マイノリティ対策

ロマ人社会が直面している困難な状況を改善するため、いくつかの追加的措置がとられてきたが、教育の機会、住宅、雇用面における差別の解消について、大きな進展と

遂げるには、組織的な対策が必要である。

- ・ 財政改革

義務的経費が国家予算歳出の80%を占めており、財政運営の中で政府の裁量の余地が著しく少ない。政府は、年金および医療・健康保険制度における必要な改革の実行に消極的である。

- ・ 生活水準の向上

2002年までの5年間に、同国の生活水準をEU諸国の水準に近付けるという点では、まったく進展が見られなかった。1人当たりの所得平均は、EU諸国平均の57%に留まったままである。またプラハにおける平均所得（EU平均の124%）とそれ以外の地域の間で著しい所得格差があり、さらに失業率の地域的な偏りがある。

- ・ 労働力の柔軟性および機動性の向上

比較的豊かな地域における住宅供給が少ないうえに、家賃に関する規制の存在が労働力の機動性を損ない、投資家が新しい住居を建てる妨げになっている。また、再教育の機会が少ない。

- ・ 会社登記手続きの改善

会社登記のための裁判所手続きに要する時間については短縮されたが、それ以外はこれまでのところ大きな効果が上がっていない。

- ・ 破産法の改正

同国の中小企業が依然として資金調達難であるのは、銀行が過度に慎重な審査を行っているためであり、その原因のひとつが、2000年以来改定されていない破産法である。

- ・ 競争政策

鉄鋼および銀行部門に対する政府補助金について管理を強化すべきである。

- ・ 付加価値税（VAT）の税率

2000年から施行されているVATの軽減税率と主に鉱油に対する物品税をアキ・コミュニテールに合わせるべきである。

- ・ 農業部門

農業調整基金SZIFとSAPARD（EU加盟準備のための農業・農村開発特別プログラム）の機関を設け、さらに、これらの機関が正しく機能するように努めるべきである。また、農業関連の法律をEUの法律に適合させるべきである。家畜に関して、飼育、第三国からの輸入、検疫、識別などの分野に遅れが見られる。さらに、穀物の規格を定める法律を制定し、砂糖と家畜に関する生産割当て制度をEUに適合すべきである。

- ・ 省エネルギーと再生可能エネルギーの利用拡大

エネルギー庁の管轄下にある特定プロジェクトに対する政府の支援金が2001年に大きく削減されるなど、政府の認識ではこの分野の政治的優先度が低い。原子力発電については、テメリン原子力発電所周辺の開発を含め、高い安全性を維持する必要がある。

- ・ 運輸部門

貨物道路輸送の運転手の最長運転距離と休憩時間に関する規制を導入すべきである。また、加盟候補国の運送業者がEU域内で営業する権利（国内運行権）を一時的に抑制すべきである。

- ・ 通信市場の自由化

全体的にかなり進んでいるが、完全な自由化を達成するためのさらなる努力が必要である。チェコ通信局（CTU）がより大きな権限を持ち、その独立性がさらに強化されるように法律を改正する必要がある。さらに、CTUには必要のない機能が付与されており、それがCTUの予算の重荷になっている。

- ・ 不正コピーソフトの取り締まり

同国は音楽やコンピュータソフトの不正コピー商品の輸入、生産、販売の取り締まりをさらに強化する必要がある。民間のある調査によると、不正コピーの音楽・コンピュータソフトはそれぞれ市場の48%と43%を占めている。国境での管理を強化し、税関、警察、司法機関の業務の連携を高める

べきである。

・公共調達制度

98年に登録された6,583件の発注のうち、公共入札が行われたのはわずか1,483件にすぎなかった。公共調達に関しては、2002年5月に可決された関連法の修正案にもかかわらず、依然として不備な点が残っている。

・EU加盟交渉の決着

チェコは2002年12月13日、コペンハーゲンで開催されたEU首脳会議において、98年に開始されたEU加盟交渉を終了した。政府は交渉の最終段階で、財政的な面で若干有利な条件を取りつけることに成功した。2004年から2006年にわたるEUからチェコへの財政援助が1億8,300万ユーロから7億4,700万ユーロに引き上げられ、ポーランドに次いで大きな増額となった。

1. 「競争政策」「農業」「運輸」「財政・予算」で決着

コペンハーゲンでのEU首脳会議の時点で残されていた交渉項目は、主に、「競争政策」（鉄鋼業界と銀行への政府補助金）、「農業」（家畜分野と直接補助金）、「運輸」（国内運行権）、「財政・予算」に関する項目であった。

「競争政策」に関する交渉は最終的に、EUが示した厳しい条件をチェコが受け入れて終結した。同国は、生産制限、並びにEU加盟諸国と同様の労働生産性達成による鉄鋼産業の再建計画に合意した。銀行部門再生のための政府補助金に対する評価は、EUと独占禁止局（UOHS）によって別々に行われることになり、この補助金がかきと矛盾しないものであれば、おそらくEU加盟後も特定のケースに限っては存続を許されることになるものと思われる。

「農業」部門は、最も議論を呼び、最も対立を生んだ項目であった。最終的に同国は、

国家予算を積み増す形で農業従事者への直接補助金を、2004年から2006年にかけて現EU加盟国のレベルの55%、60%、65%へと段階的に上げていくことで、EUとの合意にこぎつけることができた。EUが25%を払い、政府が残りを払うことが認められている。農業従業者に対する直接補助金支払いに関する今回の決着について、同国の農業従事者の受けとめ方は一様ではなく、交渉結果に不満を持つ農業従業者もいる一方、交渉結果を歓迎している者もいる。家畜に関する法律については、2003年4月1日までに法案を可決する予定である。

国内運行権（運輸項目）の問題については、チェコ側の妥協に終わった。同国の運送業者にとってドイツとオーストリアが最大の壁となり、EU側が5年間の移行期間を設けることで、運輸項目の交渉は終結した。同国の運送業者は、国内運行権に関する市場自由化の可能性をめぐって、EU各国と個別に交渉することを求めている。

「財政・予算」については、引き続き大幅な改革が必要である。政府はEUからの圧力で、最近になってようやく財政改革の準備に着手したが、政府が改革を実行できるようになるまでには、数ヶ月に及ぶ議論が必要と見られている。

テメリン原発とベネシュ政令問題

チェコとEU諸国との間には2つの重要な二国間問題があった。オーストリア国境近くに位置するテメリン原発（対オーストリア）問題と、第2次大戦後チェコ国内のドイツ系住民を強制的に国外退去させたベネシュ政令（対ドイツ、オーストリア）問題である。

テメリン原発の問題については、シュピドラ首相がオーストリアのシュツェル首相との間で、テメリン原子力発電所の安全性について両国による共同宣言を出すことで合意し、この宣言が加盟条約に付け加えられることに

なった。

ベネシュ政令については、いくつかの弁護士団がこの件について調査し、ベネシュ政令がチェコのEU加盟の障害とはならず、欧州法にも抵触しないと判断された。その後、EU拡大に関する欧州議会の決議案が可決され、そこでも政令は加盟の妨げとはならないとされたが、政府は何らかの政治的ゼスチャーを出すべきだとされた。

## 労働者の自由移動で移行期間

交渉が終結したとはいえ、EUはセーフガードの観点から、加盟候補国に何らかの不備が見つかった場合、それが加盟後であっても欧州委員会は制裁を加えることができるとしている。

最もセンシティブな分野のひとつである「人の自由移動」についても、最長7年間の移行期間が認められることとなった。チェコの場合は、移行期間中はチェコ人がドイツ、オーストリア、あるいは他のいくつかの国（現在交渉中）で働く場合、労働許可が必要となる。これらの国は、候補国から大量の安い労働力が流入することにより、現EU加盟15カ国の失業率が上昇することを懸念している。これまでのところオランダ、スウェーデン、デンマーク、アイルランド、英国、ギリシャの各国は、こうした制限を課さず、EU加盟後の労働者の自由移動を認めている。

## 2. 加盟決定に対する政府・産業界等の反応、評価

### 野党などが厳しい評価

シュピドラ首相は、「今まで提案されていたよりも格段に条件の良いEUの提案をチェコは受け入れるに至った」と述べた。さらに、「チェコのEU加盟によってもたらされる恩恵は、部分的に見られる不利な点や論争点をはるかに越えるものとなり、最終的にはこの首脳会議が、チェコにとって歴史的にすばらし

いものだったとする見方が一般的になるものと信じている」とも語った。一方、国内運行権に関する主張を通すことについては、失敗に終わったと認めている。加盟交渉で最も議論的となった農業問題について同首相は、同国の農業従事者はEUに加盟する他のすべての国と比べても見劣りしない大規模な補助金を受けられることになっている。目下の最大の課題は、国民に対し、加盟条約について理解しやすい形で説明し、国民投票を乗り切ることである。この国民投票によって、国民は初めて、歴史的な重要性を持つEU加盟について直接決断を下す機会が与えられることになる。

同国のEU加盟に関する国民投票は、2003年6月15～16日に実施される。ハンガリー、スロバキア、ポーランドの後に行われる予定であるが、その背景には、加盟候補国の中でチェコは加盟支持率が最も低いいため、隣国の投票結果をチェコにおける賛成票増加への追い風にしたいとの政府当局者の狙いがあるといわれている。最近の世論調査では、「支持」が「反対」を上回っている。中欧世論調査機関（CEORG）による2002年11月の世論調査では、同国国民の62.4%がEU加盟の国民投票で賛成票を投じ、28.7%が反対票を投じると回答している。

EU加盟交渉終了後、最大野党である市民民主党（ODS）は、同国の加盟条件はきわめて厳しいものであると批判した。ODS党首クラウス氏は、「多くの反対意見を掲げながらもODSはチェコのEU加盟には賛成しており、その一方で政府は加盟交渉において最善の努力をしなかったと見ている」とコメントしている。

ハベル大統領（当時）は、新たに加盟する10カ国に対し、この歴史的な条約に対するに足りない些細な部分の解釈に重きを置きすぎないように警告している。さらに、有名なジョン・F・ケネディ元米国大統領の言葉を

.....

用いて、「加盟候補国はEUが自分達に何をしてくれるのかを考えるのではなく、自分達がEUのために何ができるのかを考えるべきだ」としている。

民間企業はビジネス機会の拡大に期待

チェコ企業のほとんどは、EU加盟によりビジネスの機会が広がると、歓迎しているが、一方で、競争の激化を懸念している。

例えば、建設会社のCEOは、「外国市場への参入において、チェコ企業も同等の機会が得られるようになることを期待している」と述べているほか、工作機械メーカーのCEOは、「関税障壁の撤廃によって、EU市場への参入が容易になることが最大の利点だ」とコメントしている。

一方、自動車メーカーのシュコダ・オートは、「チェコのEU加盟は何ら大きな変化はもたらさない。われわれは製品のほとんどを輸出しており、実質的にはすでにEUの一員であるも同然だ」としている。

## ・予想されるビジネス環境の変化

### 1. EU加盟はチェコ経済にプラス

チェコのEU加盟に伴って予想される変化は数多くあり、総じてメリットの方がデメリットよりも上回っているようである。

メリットとしては、次のような点が挙げられる。

#### ・障壁のない貿易

拡大EUは世界最大の貿易連合となり、また、米国市場と肩を並べる規模となる。関税のない市場では物の値段はおおよそ1割ほど安くなる。

#### ・外国での働き口

チェコ人は労働許可を取らずに他の国で働くことができる。ただし、ドイツとオーストリアではこの先数年間は許可が必要。

#### ・留学

チェコ人はEU内のどこの学校、大学でも

学べるようになる。言葉の問題の他にこれを制限するものはない。

#### ・ヒトの自由移動

加盟後まもなくパスポートが不要となり、移民局での不要な尋問を受けることなく域内を移動できるようになる。

#### ・給料と生活水準の向上

EUによって、労働条件は改善され、汚職に対する取り締まりも強化される。これまでEUに加盟した国ではどこでも、遅かれ早かれ生活水準が向上している。

一方、予想されるデメリットの中で重要なものは次のとおりである。

#### ・物価の上昇

EU内では物価、なかでも住宅費と食費がチェコよりも高い。国内の物価レベルは上昇し続けるだろう。一方、消費財や自動車の価格はさらに安くなる可能性がある。

#### ・厳しい競争

高い生産性を誇る強力な西欧企業と直に競争することになる。農業従事者が受け取る助成金は、西欧の競合相手と比べてはるかに少なくなる。

### 2. 投資インセンティブで不利益はなし

チェコでは2002年までの10年間に250億ドル以上の外国直接投資を受け入れ、国民1人当たりの同受け入れ額は2,500ドル以上にのぼり、中・東欧諸国で第1位を占めている。ここ数年順調に成長を続けている同国経済は、旺盛な個人消費と外国投資の流入、およびこれに伴う企業の生産性向上に寄与するところが大きく、この勢いは当面大きな変化はないと考えられる。

同国に投資している日系製造業の投資件数は40件を超え、その半分以上は2001年以降の投資である。これらの企業もすでに述べたとおり、EU市場への輸出や参入が簡単になる一方で、競争が激化することや、労働者を雇う際の選択肢が広がる一方で、労働コストが



上昇することなど予想される。  
しかし概ね、日系企業を含む外資系企業はEU加盟を歓迎している。同国の投資インセンティブ制度については、既に法案策定時にEU競争政策に合致したものとなっており、加盟によって現在インセンティブを受けている企業が不利益を被ることはないと考えられる。また加盟による賃金の上昇も、急激なものではないと見られている。  
一方、シュビドラ首相は、「われわれは欧州

の単なる組立ラインになりたくはない」と述べている。こうした問題意識を背景に、2002年6月に投資インセンティブ法が改正され、戦略的サービス分野、R&D、テクノロジーセンターなどへのインセンティブ付与が決定されている。また、チェコインベスト（外国投資庁）は、既投資企業のアフターケアや、サプライヤー育成プログラムに着手している。

（オンドジェイ・ヴォトルバ）

## EU加盟後を見据えた投資誘致戦略を発表（ハンガリー）

ブダペスト事務所

### 1. 欧州委はハンガリーの取り組みを評価

欧州委は、2002年10月に発表した定期報告書で、EU加盟に向けてのハンガリーの改革状況を高く評価している。政治面では、既に確立している民主主義、法治主義、少数民族の権利保護についてさらなる進展が見られたほか、公務員法の制定などによる行政改革が進んだことを評価した。一方で、汚職問題対策の改善を求めたほか、ロマ人問題については、法制度の整備が進み差別監視制度も始まったが、まだ不十分であるとしている。

経済分野に対しては、同国ではすでに市場経済が機能しており、今後の改革の進展につれ競争力はさらに向上し、EU加盟時には十分な競争力を持つと評価した。消費者物価上昇率および失業率が減少傾向にあるほか、EUとの貿易収支は黒字が続いており、経済は安定成長を続けている。アキ・コミュニテール（EU法に基づく権利と義務の総体）の実施能力に対するEU側の評価も高い。今後の課題としては、財政赤字の減少、社会保険制度の抜本的改革、拡大する地域格差の是正

があげられる。

法制度の整備に関しては、競争政策関連法、政府調達関連法、メディア法、不動産法がEUとの調和の面で更なる努力が必要とされている。また、欧州委は、同国の「ステータス法（近隣諸国のハンガリー系住民に対して、同国での就労条件を優遇することを定めた法律）」について、EU法と調和させる必要性を強調した。

行政能力、管理能力に対して、欧州委は、今後の改善項目として交通、環境保護、金融、食品、国境管理、商標保護、労働者保護の監督機関の強化を挙げている。農業および地域政策を担当する機関については十分な進展は見られず、EUからの補助金を効果的に分配する組織の整備も遅れている。

### 2. 民営化、中小企業政策を積極的に推進

政府が重点的に取り組んできた改革として、民営化の推進と中小企業政策があげられる。ハンガリーでは、民営化はほぼ完了しており、現在はGDPの80%は民間セクターが占めている。しかし、国営企業ドゥナフェー

ルを含む製鉄部門においては、民営化と業界の再編成が残された課題となっている。

欧州委は、同国の中小企業政策および企業サポートシステムの改革を高く評価しており、総合経済政策である「セーチェニー計画」の中の20項目は、中小企業プログラムに適用できるとしている。政府は2002年、セーチェニー計画に修正を加え、中小企業のEU加盟準備プログラムをサポートしている。中小企業への金融支援策として2002年8月、経済運輸省はセーチェニークレジットと呼ばれる7億フォリントの信用保証枠を中小企業向けに設定した。

税制面では、会計規則の緩和など中小企業の負担軽減が図られ、ビジネス環境の改善にもつながっていると評価されている。今後の課題としては、融資を容易に受けられる環境の整備などがある。

### 3. 投資環境の変化 優遇制度の廃止、労働コスト上昇、フォリント高

EU加盟を控え、投資優遇制度の一部の廃止が予定されている。また、人件費の上昇、通貨フォリントの高騰など、ハンガリーの投資環境は大きく変化しつつある。そのため、外資系企業が同国内にとどまって操業するメリットが薄れるという見方と、EU加盟、投資環境の変化については、進出企業のほとんどが織り込み済みであり、大きな影響はないという見方がある。

投資優遇制度については、法人税、地方税の免税措置が廃止されるほか、政府から交付される助成金の縮小、もしくは基準の厳格化が見込まれている。しかし地方税の免税措置については、企業と地方政府との交渉次第で今後も継続する可能性はある。また、廃止される優遇措置の代替措置については、各企業は財務省と個別に交渉している。

人件費の上昇については、2002年末の労使間協議において、最低賃金の上昇を消費者物

価の上昇分にとどめる点で合意したが、実質賃金は、2003年は4～7%上昇すると予測されている。同国に進出した外資系企業は、労務コスト面でのメリットは今後も薄れていくと考えており、人件費の上昇率以上に生産性の向上、サービスの向上を図る必要があるとしている。実際、労働集約型産業の中には、人件費の観点から、生産拠点を中国に移転する企業もでてきている。

通貨フォリントの高騰が続いているが、現在の為替状況は、経済の実態を表していないというのが大方の見方である。国内産業を構成しているのは輸出を主体とする中小企業であることから、産業界は政府に対して為替対策を要望している。

EU加盟のメリットとしては、通関業務がなくなることがあげられる。現在、オーストリアとの国境では通関に7～8時間を要しており、通関手続の煩雑さが物流の障害要因となっている。EU加盟後は、物流の流れがスムーズになることが予想され、同国で生産し、EUに輸出していた企業は、リードタイムの短縮を期待できる。また、ポーランド、チェコといった近隣諸国にも市場を拡大できる可能性があることも、メリットとしてあげられる。

### 4. 産業界は労働集約型投資からの転換を予測

EU加盟交渉を終え、コバーチ外相は「私達は最後まで努力を行い、最終的に十分なだけでなく、予想以上の成果を得た」という声明を発表した。しかし同時に、欧州委に指摘されたEU資金監督機関の強化については、地域振興資金を管理する機関の設立の遅れを認めている。

ハンガリー投資貿易振興公社（ITDH）のキリアン投資部長は、投資インセンティブの取り扱いの変更が与える影響について、「他の加盟候補国も同じ条件であり、ハンガリー

だけが影響を受けるとは思わない。実際に、マジャールズズキやデンソー、アウディなどは2003年以降の追加投資計画を発表している」と述べている。

EU加盟の影響について、ハンガリー自動車部品工業会（MAJOSZ）のボグダノビッツ事務局長は、「自動車産業は既にグローバル化されているので、EU加盟による影響はそれほど大きくない。しかし、今後さらに競争力の強化が求められ、中小企業の整理が始まる可能性がある」としている。また、雇用問題に関しては、「ハンガリーの賃金水準は、今後4年間、毎年4～5%の上昇が続くだろう。しかし、それでも賃金水準がさらに高いEU諸国への流出は止められない」と予測している。EU加盟後のメリットとしては、「自動車産業の発展が見込まれるルーマニア、ウクライナ、南欧に地理的に近い」ことから、将来的に「ハンガリーがこれらの地域への投資の窓口となる」可能性に言及している。

また、ハンガリー電機通信連合ピンダー会長は、投資インセンティブの取り扱いが与える影響について、大手電機メーカーがハンガリーから撤退した事例をあげ、「外資系企業はハンガリー進出のメリットを失うことは間違いない」と、ITDHのボグダノビッツ氏とは異なる見解を示した。今後の見通しについては、「2004年以降は、地方にR&Dセンターやロジスティックセンターの設立にEUから資金援助がされることもあり、従来の労働集約型の生産拠点から、R&Dセンターや物流センターの設立へと企業の戦略転換が進む」と予測している。

農業会議所のエバーレ氏は、EU加盟が農業に与える影響について、「生産割当により生産が抑制される点については満足していないが、農民に支給されるEU助成金と、ハンガリーの地域振興補助金の水準については満足している」と評価している。また、ハンガリーへのEU農産物の流入による影響につい

ても問題視していないほか、食品産業についても、「92～93年から外資が入っており、すでに世界水準の品質で生産されていることから問題はない」としている。またエバーレ氏は、EUから受領する農業補助金を効果的に分配する必要性を訴えた。

政府の情報提供姿勢について、ジャーナリストのトラム氏は、「国民がどのような利益を享受出来るのか、どんな競争が始まるのか、そして今何を準備すべきであるのかという情報を、政府は提供していない」と批判している。国民の理解が十分でないままEU加盟が実現した場合、「加盟後の経済状態によっては、国民の間で大きな失望が起こることも予想される」とコメントしている。

## 5．新投資優遇戦略を2003年から導入

政府は、2002年10月に新投資優遇戦略「スマートハンガリー」を承認した。「スマートハンガリー」は、税制上の支援策、補助金による直接支援策、投資家に対する情報提供面での支援策の3点から構成されている。

税制上の支援策としては、投資に関する新たな税優遇措置の導入、無税扱いの投資準備基金の導入、企業の研究開発、技術革新に対する支援、教育訓練に関わる支援、健康保険料負担の段階的軽減、関税免除地域と関税に関する優遇措置の一部廃止の6点を掲げているほか、補助金の直接支援策としては、用地購入に対する支援、インフラ整備に対する助成金、従業員の教育訓練と雇用支援、IT開発に対する支援、環境、生態系の保護、競争力のある生産施設の設立、開発に対する補助金、地域統括センター、戦略的サービスセンターの設立に対する支援、企業の研究開発、技術革新に対する支援を目標としている。また、投資家に対する情報提供面での支援策に関しては、ITDHのワンストップオフィスとしての機構改革に取り組むとしている。

2003年1月からEU基準と国内法の調和を図るため、税制が改正された。所得税、法人税、付加価値税などの改正に加え、無税扱いの投資準備基金の設立など、「スマートハンガリー」の内容を盛り込んだものとなっている。

## 6. 投資優遇措置は条件付きで存続

政府は、「競争政策」分野の交渉の結果、法人税は18%を維持、個人所得税は2004年から、現行の3段階（20、30、40%）の税率を、それぞれ18、26、38%に改正すると発表した。関税は、EUの関税体系を適用することになるが、アルミニウムの関税に関しては、2008年までは現行の税率が適用する。また、カスタムフリーゾーン（CFZ）はEU加盟と同時に廃止するため、今後、設備、部品の輸入には関税がかかる。既に輸入した設備などを無

税扱いにしておくには、CFZの廃止に伴い、関税法内の別の免税スキームに登録する必要がある。

地方税については、中央政府が承認を与えることになっており、中央政府は企業の進出状況や人口構成などを加味した上で、税率などの調整を行っている。

投資優遇措置に関し、問題となっていた「10年間の法人税免税措置」は、投資時期に応じて、減税額を制限することで合意した。97年～99年末までの投資に関しては投資額の75%、2000年～2002年末までの投資に対しては投資額の50%を減税額の上限とする。自動車産業における上限は、それぞれ30%、20%となる。また法人税の優遇措置期間は2005年まで、地方税の同期間は2007年までとされた。

（村上 義）

---

## EU加盟でビジネス環境はさらに改善（スロバキア）

---

ウィーン・センター

スロバキアは、EUとの加盟交渉を2002年12月に終了した。EU加盟は2004年5月1日を予定されている。加盟までにスロバキアは国民投票を実施し、国民に加盟の是非を問う。加盟に向けて大きな障害はないものの、EU基準に適合した経済法制度の整備など、加盟までに実施すべき事項は多い。

以下に、加盟交渉の経緯、今後整備が必要な法制度、加盟による経済への影響などについて概観する。

### 1. 国民の反応は肯定的

ブリュッセルで2002年10月25日に開催されたEU首脳会議でEUは、スロバキアを含む10カ国がEU加盟のための政治基準を既に満たしており、経済基準と加盟国としての義務遂行能力基準を2004年から満たすとする欧州委

員会の結論と勧告を支持した。この決定はコペンハーゲンで同年12月12～13日に開催されたEU首脳会議で確認された。これにより、10カ国を2004年5月1日から新規加盟国として受け入れることで合意した。

欧州委員会は今後定期的に、欧州理事会に新加盟国のEU法適用に焦点を当てた報告を行い、加盟6ヵ月前には各国の加盟準備に関する評価報告を行うことになっている。

EU加盟条約の調印は、2003年4月13日にアテネで予定されている。条約の発効には、現EU加盟国の批准や加盟候補国の国民投票、議会での批准が必要である。スロバキア憲法では国民投票実施を義務付けており、政府は5月16～17日に国民投票実施を予定している。これはヴィシユグラード4（V4、ポーランド、ハンガリー、チェコ、スロバキアの中

欧4カ国)諸国の中では4月12日のハンガリーに次ぐものとなる。

2003年1月の統計局調査によると、国民の71.4%がEU加盟に関する国民投票に行くとは回答した。これは12月時点に比べ9ポイントの上昇である。国民投票に行くとは回答した者のうち、74.1%が加盟に賛成、13.2%が反対であった。国民の反応は概ねEU加盟に肯定的と言える。

難関の「競争政策」と「農業」分野での交渉で好決着

EU加盟交渉の31項目のうち、2001年末時点で交渉終了項目は22項目であった。残された交渉分野のうち「農業」、「財政・予算規定」以外については2002年12月9日に交渉が終了し、これら2つの分野についても12月13日のコペンハーゲンでの交渉で決着した。

主な交渉項目と、合意内容は次のとおりである。

・「機構」

スロバキアは欧州議会で13代議員、欧州委員会で1委員、欧州理事会で7票とEU機構で十分な代表権を確保した。

・「司法・内務」

チェコとスロバキアの国境でIDを提示すれば両国民はパスポート不要となる現行の制度は、維持された。ただし、オーストリアとの国境についてはスロバキアのシェンゲン条約の適用がEU加盟5年後であるため、国境検査は残る。なお、英国、アイルランド、オランダ、デンマーク、スウェーデン、ギリシャはEU加盟と同時に人の自由移動を認めている。

・「税制」

「税制」における重要な交渉成果は、タバコ消費税の5年間の移行期間と、住宅建設について低率付加価値税(VAT)の4年間の移行期間が認められた点である。熱供給への低率VAT適用についても5年間の

移行期間が認められた。電気・ガスへの低率VAT適用を例外的に認める点については、1年間の移行期間後の再交渉事項となった。

・「地域政策」

スロバキアは750億~800億スロバキア・コルナのEU構造基金を加盟後3年間で受け取るようになる。ただし、個々の事業評価を含む構造政策の効率性、透明性、信頼性の向上が条件である。行政能力の強化、財務管理の向上も不可欠とされている。

・「運輸政策」

「2+2+1」年の移行期間設定で合意した。これはスロバキア船舶のEU沿岸貿易を最低2年間制限するものである。

・「競争政策」

外資への優遇税制措置が焦点となった。特に、自動車産業(フォルクスワーゲン)と鉄鋼産業(USスチール)に対するものが問題となった。フォルクスワーゲンがスペインからブラチスラバに移転する問題が交渉を複雑にした。スペイン政府は雇用流出を恐れ、スロバキアの優遇税制を問題にし、交渉妥結阻止を図った。これについては、VWがブラチスラバへの新工場建設は需要増に伴う設備拡張の一環であり、スペイン工場の移転ではないと明言したことで解決に向かい、最終的には法人税減免を地域開発のための国家補助により代替し、補助額上限を総投資額の30%とすることで妥結した。

・「農業」

食品安全性については、スロバキアの伝統的なチーズが問題になった。衛生基準遵守を条件に引き続き生産、輸出が認められた。併せて、伝統的な酒類の商標登録も認められた。スロバキアのトカイ地方のワイン生産者は、EUが「トカイ」商標の使用を認めた決定をしたことを歓迎した。EU市場では現在、ハンガリー産のトカイワインだ

けが「トカイ」の商標使用を認められている。農業生産枠についてはぎりぎりまで交渉がもつれ、政府はイソグルコース、羊・山羊頭飼育頭数枠の拡大に成功したものの、牛乳生産枠拡大についての主張は認められなかった。

スロバキアの農家が受け取る農業補助金は、2004年はEU現加盟国農家が受け取る農業補助金のわずか25%である。この額は10年かけて同一になる。スロバキアの農家はこの決定に失望したものの、ポーランドやチェコで見られたような大きな抗議行動はおきなかった。スロバキア農家がEU加盟により受け取る補助金は、EU農家の25%の水準であっても、現行制度で受ける農業補助金に比べ、2.5倍の水準であり、EU加盟は農家にとっては利益となる。農業相は、スロバキアの農家の7割がEU加盟後もEU市場の中で競争に勝てるとの期待を表明している。世界銀行の調査によると、共通農業政策（CAP）導入により、スロバキア農家の所得は全体で70億～100億SKK増加すると予測されている。

スロバキアを含む新規加盟国は、12月の

コペンハーゲンサミットでは農業補助金の増額は認められなかったが、補償金<sup>(注)</sup>の増額、構造基金の弾力的利用、国家予算からの助成金を認められ、実質的な増額を勝ち取った。この結果、スロバキアの農家が受け取る直接支払いは、加盟後最初の3年間はEU加盟国の農家が受け取る補助金の55、60、65%レベルになる。国家資金による直接払いの積み増しに際しては、農村開発（Rural Development）予算の流用も可能である。

EUとの交渉を担当したスロバキア代表団は、交渉結果を「素晴らしい成果」と評している。ハンガリーが3年間で1人当たり138ユーロ、チェコが74ユーロをEUファンドから受け取るのに対し、スロバキアは同155ユーロの受け取りとなり、また、EU加盟による加盟分担金と受取り金のバランスも8億3,800万ユーロの純受け取り超過となる。ただし、EU構造基金利用にあってはスロバキア側も共同拠出を求められ、また、対象も特定事業に限られることから、実際には満額の受け取りの可能性は少ないと思われる。

表1 スロバキア農業・農村開発への公共給付金額（見込み）

	2004			2005			2006		
	EU	スロバキア	合計	EU	スロバキア	合計	EU	スロバキア	合計
直接支払い（25%/30%/35%）			74			88			104
市場支持政策	17		17	48		48	49		49
農村開発	108	27	135	118	30	148	126	32	158
SAPARD	12	4	16	12	4	16	12	4	16
EAGGF と FIGF*	91	23	114	123	31	154	153	38	191
合計（国家による追加的補助金は除く）	228	54	356	301	65	454	340	74	518

（注）\*EAGGF - European Agriculture Guidance and Guarantee Fund ; FIGF Financial Instrument for Fisheries Guidance

出所：スロバキア農業省

（注）構造基金は利用が特定事業に特化しており、また時間もかかるのに対し、補償金は自動的に移譲される。チェコ、ポーランドなど新規加盟国の中には構造基金の一部を国家予算に組み込む選択の自由を認められた国もあるが、スロバキアは認められていない。

## 2. 加盟までの改善点も指摘

欧州委員会は、2002年10月9日に発表した定期報告書で、スロバキアはコペンハーゲン政治的基準を満たすと評価した。さらに、欧州委員会は、スロバキアが加盟のための経済的基準も満たすと評価し、マクロ経済安定とともに経済改革分野で近年目覚ましい進歩を遂げた結果、市場経済を機能させており、EU競争環境下でも十分機能すると位置付けた。しかし、同報告書では、汚職、司法の非効率性、少数民族ロマ人問題への対応、地域政策、農業分野の強化のための行政能力拡充が必要とも指摘した。

経済分野で加盟までに改善が必要と指摘された分野は次のとおりである。

貿易不均衡、国際収支の是正、財政均衡、社会保障・年金改革の推進による国家財政収支の改善、税制改革の推進、法律執行機関の強化、市場関連立法の推進、高失業率への対策

アキ・コミュニテール履行のため多くの分野で次のような措置が必要とされている。

モノの自由移動（第三国からの輸入品について、安全基準にのっとった十分かつ効率的な管理能力を構築するための関連法）  
人の自由移動（外国の資格等の承認に関する法）  
会社法（新著作権法、商標保護に関する法の効率的執行も必要）  
社会政策・雇用（第三国からの労働者雇用に関する法、工具、設備使用のための安全基準、健康基準

の修正法）  
エネルギー（自然エネルギーの利用促進支援策）  
科学・研究（科学研究分野への公共支出増額）  
通信・情報技術（通信市場自由化推進）  
地域政策（予算を管理運営する行政機関の設置とEU構造基金の効率的利用のために重要な実施機関設置）  
環境（廃棄物と汚染に関するより効率的かつ厳格な管理、アキ・コミュニテール適応のための投資に必要な十分な資本の蓄積）

中央銀行はユーロ加盟を視野に

中央銀行は、欧州経済通貨同盟（EMU）への早期加盟を視野に入れており、加盟時期を最短で2007年としたい考えだが、政府は2008年を目標としており、マーストリヒト基準の達成時期を2006年に計画している。一方、複数の経済専門家は、EMUへの早すぎる加盟は、利益より害が大きいと指摘している。なお、ECBは、2008年時点でEMUに加盟する国は多くて1、2カ国と予想している。

新規に公務員が最低300人必要

EUとの交渉議題に対処するため、政府は2003年末までに最低300人の公務員を雇い、訓練する必要がある。これはEU構造基金の効率的活用のためにも必要とされている。

## 3. 加盟による経済への影響は緩やか

表2から明らかなように、スロバキアではEU加盟によりEUへ支払う額よりも受け取る額の方が多い。

表2 EU加盟とスロバキアの予算（推定値）（100万ユーロ）

	2003	2004	2005	2006
スロバキアのEU予算への拠出金	0	231	347	356
EU予算からスロバキアへ拠出金（推定）	123	398	636	709
EUからスロバキアへの補償金（推定）	0	23	0	0
スロバキアの純受取り額（推定）	123	189	289	353
スロバキアの国家予算から開発事業への拠出金	96	115	147	185

（注）スロバキアの開発事業への関与度は、EU構造基金の支援対象となる事業への2003年度予算案での出資割合から推測（平均30%）。

EU加盟によるスロバキア経済への影響を考るる上で考慮すべき要素として次のものがある。

- ・EUとスロバキアの価格格差と過小評価されたスロバキア・コルナ（SKK）（2000年のユーロとの為替乖離度（ERDI値）は265%）。つまり、名目為替交換率が1ユーロ = 42.6SKKとすると、実質的にはわずか16SKKということになる。

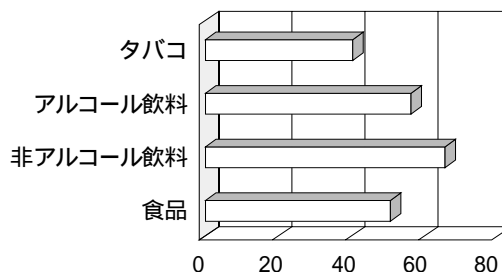
価格については、スロバキアの消費財の価格水準はEUとそれほど変わりはないが、食品については、価格の乖離度は大きく（図3参照）、他に影響が大きいと見られるのが、サービス部門や不動産価格、エネルギー価格（規制により価格が低く抑えられている）である。

- ・スロバキアはV4諸国のうち、購買力平価でみた報酬（給料）水準が最も低い。98年はEU平均の40%であった。労働生産性を考慮すると差はさらに広がるとみられる。
- ・新規加盟国の中でも最も高い高失業率、失業率の大きい地域格差の存在。

EU加盟の結果として、スロバキア経済には次のような影響が予想される。

- ・共通農業政策（CAP）採用によって、食料品価格の上昇が予想される。モノの自由移動の増加から、徐々にEUレベルに収れんすると考えられる。世銀はCAP採用に

図3 スロバキアとEUの食品とタバコ産業における価格比較（2001年購買力平価、EU15=100）

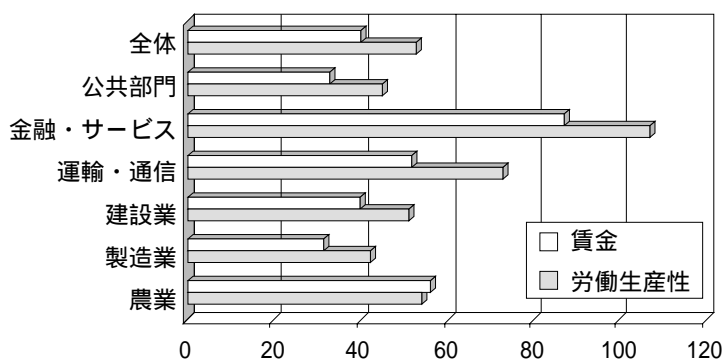


よる食料品上昇率を5%、政府は8~10%と予測している。食料生産農家にとっては、投入産出価格が均衡していくという利点があるが、一方で厳しいEU基準に見合った品質基準・衛生条件を満たすための大型投資が必要になるという不利益もある。

- ・熟練労働者給与のEU水準への調和。非熟練労働者とは異なり、EU加盟に伴うこの層の外国への流出の可能性は低いと思われる。
- ・外国直接投資の増加により、失業率は徐々に改善されると思われる。

以上のような点から、スロバキアのEU加盟による経済への影響は、一般に想定されているより緩やかなものである。大企業や金融部門は、既にEU拠点のある会社とのつながりがあり、EU単一市場への参加は容易であると思われるが、単一市場の機能に不慣れな中小企業については困難が予想される。

図4 スロバキアとEUの産業別賃金と労働生産性比較（98年購買力平価（EU15=100））



出所：図3ともEurostat



## 4. ビジネス環境はさらに改善へ

### 大幅な法人税減税などを実施

政府は、スロバキアを魅力ある投資環境にするために、ビジネス環境の障壁を取り除いてきた。最大のものは、2000年1月の法人税率の49%から40%への引き下げ、さらに、2002年1月の25%への引き下げであった。2001年9月にはEU市民への住民登録の簡略措置が導入された。2000年の破産法に関する包括的な改正、2001年の商法改正は、破産処理を効率的に処理することと少数株主保護に貢献した。税負担の重さと社会保障への拠出金の割合の高さ（賃金の50.8%にも達する）は、OECD諸国のなかでも高い部類に入るが、労働コストは他のV4諸国のなかでは最低である。

### 労働法改正を予定

2001年に改正された労働法は、労働組合に対する企業の支援義務など労働者保護の色彩が強く、勤労意欲を削ぐ原因といわれ、雇用者にとっても新たに雇用を創出する意欲を削ぐ内容であったと言える。労働市場の硬直化、高失業率の原因でもあったことから、外資、世銀からも批判されていた。このため、この同法は今後、大幅に改正される予定である。

その主な改正点は、雇用者が被雇用者による労働組合の設立を支援しなければならない義務を負う企業の対象を、これまでの「20人以上の規模の会社」から「50人以上」へ変更、労働組合代表への賃金保証をなくすこと、配偶者の雇用解禁、年間基準外就労時間を150時間以内（労働者との合意がある場合は250時間）とすること、試用期間を現行の3ヵ月から5ヵ月とすること、期限付き契約を現行の最長1年までから5年までとすることなどである。労働側は、「労働力の搾取」として改正に反対している。

改正法案は、2002年12月18日に議会に提出

され、順調にいけば2003年6月に施行予定である。

### 外国為替自由化を促進

2003年1月から、改正外為法が施行され、スロバキア国民の外国での口座保有や不動産取得が可能となった。外国人のスロバキアでの不動産購入もEU加盟に伴い農地、森林用地を除き解禁される。

### 日系企業に関連する制度変更

スロバキアがEUに加盟することにより、貿易面では、通関手続きなどがEU法に適合するものとなる。その結果、EU圏との貿易に関し、手続の簡素化・透明化が期待されるとともに、EU圏外（第三国）との貿易に関しても、EU関税率への適合の過程で、工業製品の関税が低減されることから、多くはこれら第三国からスロバキアへの輸出環境は好転することになる。投資についても、既にEUおよびOECD加盟国からの不動産取得が解禁されている。ただし、EU平均へ賃金が収れんしていくので非熟練労働者を多く抱える労働集約的企業が受ける影響は大きい。ビザについては、2002年3月以降短期ビザは廃止されたが、EU市民に認められた住民登録の簡略措置は日本人については適用外で、今後改善が期待される。

### 加盟後をにらんだ大型新規投資も

PSA プジョー・シトロエングループが2002年1月、スロバキアに7億ユーロ規模の新規大型投資を行うことを決めた。生産開始は2006年と見込まれるが、ポーランドなどの他国を抑えての誘致成功に、さらなる外資の誘致が期待されている。韓国現代自動車も進出を検討しており、投資環境はこうした外資に一層魅力的なものとなるよう好転することが見込まれる。

---

## EU加盟に伴う企業への影響は僅か（スロベニア）

---

ウィーンセンター

スロベニアは2002年12月13日、コペンハーゲンで開催されたEU首脳会議において、98年に開始されたEU加盟交渉を終了した。これを受けて、スロベニアでは、EU加盟に関する国民投票が2003年3月23日に実施され、賛成多数で可決された。

### 1. 政府、産業界の取り組みと重点課題

(1) EU加盟交渉の各国の進捗状況についての定期報告書における評価

欧州委員会が2002年10月に発表した定期報告書では、スロベニアは現在行っている改革を継続することで、EU内での競争圧力や市場原理に対処できるようになると評価された。一方、レポートの中で指摘事項として金融部門における民営化の遅れ、インフレ率が比較的高いことなどが挙げられた。

政府は同報告書について、「非常にポジティブなもので、我々のEU加盟準備の現実的な姿をしっかりと反映し、評価しているものである」とコメントした。

#### インフレ率の抑制が最大の課題

インフレ率については、他のマクロ経済指標が新規加盟国内でトップクラスであるのに対し比較的高く推移しており、同報告書では「物価スライド制の廃止とインフレ率減少に向けたマクロ経済政策により、更なるインフレ率の改善を計るべき」と指摘されている。平均インフレ率は2000年8.9%、2001年8.6%、2002年7.5%と少しずつ減少してきている。政府系のマクロ経済研究所(IMAD)は今後、2003年平均で5.5%、2004年末には3.4%まで低下するとの予測を発表しているが、一方、欧州委員会発表のインフレ率予測は2003年

6.0%、2004年5.5%と予測値に大きな乖離がある。ロップ金融相(当時。2002年12月に当時首相のドルノウシエク氏の大統領当選に伴い現在首相)は「さらにインフレ率を低下させるため、2003年はスロベニア中央銀行と協力し、確固たる政策を持って望む必要がある」と述べている。2002年12月のIMFミッションによる評価の中でも、インフレ率が高いレベルにあることが指摘され、ユーロ参加の前段階となるERM2(自国通貨とユーロとの間で為替相場を一定の範囲で連動させるシステム)加盟にも支障が出る恐れがあるとされた。2002年12月に首相となったロップ元金融相は新政府が取り組むべき課題として、第一にインフレ率の抑制を掲げており、比較的好調が続くスロベニア経済にあって、インフレ率の抑制は最大の課題となっている。

#### 徐々に進む国営銀行の株式売却

スロベニアにはノヴァ・リュブリャナ銀行(NLB)、マリボル銀行(NKBM)の2大国有銀行があり、これらの民営化の遅れが指摘された。NLBについては、2002年に比較的スムーズに民営化が進められ、第一段階として株式をベルギーの金融グループKBCに34%、欧州復興開発銀行(EBRD)に5%それぞれ売却した。第二段階として、9%をポートフォリオ投資家向けに売り出し、0.3%を8社のスロベニア企業が買収、残り8.7%をEBRDが買い取った。NLBについては過半数以上の株式売却が方針とされており、2003年に再度機関投資家向けの株式売却が見込まれている。一方、NKBMについては65%の株式売却目標があったものの、イタリア・ウニクレジット社やオーストリア銀行などによる買収案に対し、満足できる内容ではないと

の判断で民営化は一時中止となった。2003年には再び民営化プログラムが進められるが、大手2行の両方が外資の手に渡ってしまうことへの民意の反対があり、NKBMについては過半数以下の売却にとどめる方針を表明している。

## (2) 加盟交渉終了～地方区分については結論を先延ばし

スロベニアは2001年までのEU加盟交渉で、アキ・コミュニテール31項目のうち、加盟候補国中トップの26項目を終了しており、2002年には残された3項目(「地域政策」、「農業」、「財政・予算」)の交渉を行った。

### 「地域政策」分野

スロベニアは独立以来、行政区分上の「地方」というものが存在しなかったため、新たに「地方」を区分けする必要があった。同国では、首都リュブリャナとその周辺への一極集中が進んでおり、この地域における人口1人あたりのGDPはEU平均の89%に達し、一方、特に東部などそれ以外の地域との経済格差が大きくなっている。そのため、スロベニア側は、これら国内未発達地域へのEU構造基金の適用機会を増やす目的で、東部、西部、中央部の3地方に区分する案を主張した。一方、EU側は今後EU拡大によって同基金から大幅な支出増が見込まれるため支出を抑える目的で、EUのGDP平均の75%に達するスロベニア全体を1つの地域としてみなしたいとした。結局2002年7月にブリュッセルで行われた交渉の中で、EU加盟が見込まれる2004年から2006年までの間は一時的にスロベニアを一つの地域として取り扱い、この問題に関しては2006年に再び議論するという折衷案で合意した。

2004年～2006年の期間にEUが新規加盟国に対して割り当てる地域開発援助の拠出金については、国内未発達地域の開発を進めたい

スロベニアがGDPの3%程度の補助金を要請したのに対し、EU側は1%未満と両者の主張に大きな隔たりがあった。最終的に構造基金から2億3,600万ユーロ、結束基金から1億6,800万ユーロ、合計4億400万ユーロ(01年GDP比約2.1%)の補助金をEUが拠出することで合意した。これについてロップ金融相(当時)は「2002年のEU加盟交渉の中で最も重要で意義のある交渉だった」と述べた。結果として「地域政策」に関して、スロベニアは一時的に2006年まで1つの地方として扱われることとなった一方、同じ2006年までの期間でほぼ希望額に近い補助金を獲得し、ほぼ目標どおりの好ましい交渉結果となった。

### 「農業」分野

「農業」の交渉に関しては、スロベニアは次の4つの成果目標を掲げ、ほぼ全て認められる結果となった。具体的には、(i)EU農業政策に対し完全かつ同等レベルでの参加(ii)EU加盟後に国内農家の経済状況が悪化しないこと(iii)生産割当が現在の生産レベルを下回らないこと(iv)解決法がスロベニア農業特有の問題を踏まえたものであること、共通農業政策(CAP)の今後予想される変化を考慮に入れていること、である。

スロベニアは旧ユーゴ時代から先進工業地域であったことに加え、国土自体が起伏に富んでいるため、GDPに占める農業の割合は2.7%(2001年)と、他の新規加盟国に比べても低く、農産物価も比較的高い特徴がある。農業関連予算の割当については、2002年1月に欧州委員会が、新規加盟国に対して加盟初年度は現加盟国の25%とし、10年の移行期間で100%に漸増していくと発表し、その後議長国デンマークの提案で、それぞれの国家予算からの追加補助をEUとの交渉の中で認めていくこととなった。交渉の結果、スロベニアは農業従事者への国家予算からの追加的直

.....

接助成について、新規加盟国の中で高いレベルでの給付が可能となり、その結果、スロベニアの農業従事者は新規加盟国中唯一、2007年から現EU加盟国と同等レベルの直接支払を受けることが可能になった。このことは、EU加盟後のCAPにおけるスロベニアの立場を現加盟国と同等にするものであり、2007年以降の同政策に基づく農業関連予算割当の交渉を行うにあたって、スロベニアは非常に有利な立場を確保することができた、と言うことができる。

また、農産物の生産割当についても、当初のスロベニア側要求よりは低かったものの、特に牛乳などで、現在の生産レベルよりも高い割当を勝ち取ることができた。加えて、農業分野への関連予算としての転用が認められた「農村開発プログラム」は加盟後2004～2006年で合計2億5,000万ユーロを獲得した。

これら一連の「農業」の交渉の結果について、バット農相は「スロベニアは、加盟候補国中最も満足のいく結果を得られた」と述べ、交渉が成功に終わったことを強調した。一方、スロベニア農業会議所（KGZS）のフリスク会頭は「ほぼ満足している」としたものの、特に蓄牛やオリーブオイルの生産割当が少ない点を指摘した。

しかし、全体的に見れば、EU加盟のための「農業」交渉を通じて得られた農業従事者への直接助成、生産割当、農村開発プログラムの結果は、現在のスロベニア農家の経済状況を維持するばかりでなく、今後のCAPを通じての交渉の有利な立場を考慮に入れると、むしろ改善につながる成果となった。

EU予算のネット受取国で交渉を受結

「財政・予算」の交渉に関しては、スロベニアは各種基金の受取資格を加盟後2006年までは維持したいと望んでいたが、一方で経済情勢は既にEUのGDP平均の75%（EU予算を受け取る側ではなく、負担する側になるとさ

れるライン）を越え、現加盟国と比べても遜色の無い経済力があることから、難航が予想された。スロベニアは交渉目標として「2004年のEU加盟から現在のEU予算の期限である2006年の間、ネットでEU予算を負担する側にならないこと」を掲げていた。欧州理事会は2002年10月、スロベニアを含む新規加盟国は2004年から2006年の間、EU加盟前年のEU予算との収支バランスより悪化することがないように保障する、との決断を下したことによって、同国のジレンマは取り除かれた。結果としてスロベニアは、2004年～2006年のEU予算との収支バランスを維持する目的として、トータル2億3,400万ユーロの一時金を受け取ることで合意した。これにより、スロベニアのEU予算との収支バランスは、加盟前年2003年に見込まれる4,500万ユーロから2004年以降は年間約8,500万ユーロのプラスの見込みとなった。

国境整備のための資金の一部補填を獲得

スロベニアは国土の南、約600kmにわたってクロアチアと国境を接しており、ここがEU加盟後にはシェンゲン協定に伴うEUの国境となる。このことから、スロベニアとクロアチアの国境整備および維持のための資金の一部補填をEUに求めた。EUはスロベニアの提案を受け入れ、この目的で2004年から2006年の間で合計1億700万ユーロ（見込まれる全コストの約45%）の拠出を決めた。

## 2. 加盟決定に対する政府、産業界、経済団体、マスコミの反応、評価

### (1) 急上昇するEU加盟支持率

2002年12月のコペンハーゲンEUサミットでの成果は、政府およびほとんどの政党（民族主義政党の野党国民党SNSを除く）で、大きな支持を得ている。こうした見解は特にビジネス層に支えられており、企業の重役クラスの3分の2以上がEU加盟に賛成して

いる。一方、スロベニア国民のEU加盟への支持はそれほど大きいとは言えなかったが、徐々に上昇してきている。特に欧州委員会に加盟勧告を受けた10月以降、加盟賛成派が10ポイント近く増えており、12月は66.4%に達した。欧州委員会のユーロバロメーター調査によると、「EU加盟に関する国民投票を実施した場合<sup>(注)</sup>、賛成票を投ずるか」との質問に対して、62%が「イエス」と答えており、2001年の56%から大きく伸びて加盟候補国平均(61%)を上回った。

なお、スロベニア政府機関が毎月実施しているEU加盟に関するアンケート結果の推移は次のとおり。(欧州委員会のユーロバロメーター調査とは別調査)

(2002年、単位%)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
賛成	55.7	48.6	48.0	53.8	55.1	55.4	56.0	NA	55.4	62.3	61.0	66.4
反対	27.3	32.5	33.3	31.8	25.9	26.8	24.0	NA	25.9	22.7	23.0	19.9
他	17.1	18.9	19.7	14.4	19.0	17.7	20.0	NA	18.7	15.0	16.0	13.7

## (2) ユーロ通貨導入支持は新規加盟国中トップ

同調査で特筆すべきはスロベニアにおいて「ユーロ通貨導入の支持」が高いことである。加盟候補国平均の67%に対し、スロベニアの支持は85%と群を抜いている。他加盟候補国と異なり自国通貨トラールが流通して10年程度と歴史が浅いということもあるが、欧州経済圏へのスロベニア国民の理解と適応力の高さを物語っていると言える。

## (3) 低い現EU加盟国のスロベニア加盟支持

同調査において現EU加盟国からのスロベニアのEU新規加盟を支持する率が、35%と加盟候補国の中で最低であったことは、国民

には驚きとして捕えられた。特にEUの政治・経済の核であるフランス(加盟支持21%、反対60%)、ドイツ(支持30%、反対48%)において同国の加盟不支持が顕著であり、加盟手続きに影響はないものの、加盟後の影響を懸念する声も挙がっている。原因として、現EU加盟国に対するスロベニアのPR不足、および地理的、政治的な立場からかつてのバルカン半島のイメージから来る誤解が存在することなどが考えられる。

## 3. ビジネス環境の変化

### (1) スロベニア企業への影響は小

スロベニア経済はもともと、EU加盟交渉が始まる前から市場経済がほぼ機能しており、基準・認証制度もEU域内を意識した作りとなっているため、多くの企業はEU加盟後も競争力が低下すると見ていないものと考えられる。むしろ、EU加盟交渉の中で改善されてきた同国経済はEUの市場競争にも十分に対応できるまでに成長したと評価する声強い。特に加盟交渉当初から欧州委員会に指摘されてきた外国直接投資については、交渉の中で改善が図られ、旧国営企業の民営化などを通じて外資による大型買収が進んだため、加盟までに更なる競争力をつけることができるというプラスの意見もある。

### (2) 日本製品の関税率低下へ

日本企業との関係では現在、スロベニアに進出している日系企業は自動車販売会社などに限られており、貿易面でも2001年実績で対日輸出が1,200万ドル(同国の全輸出総額の0.1%)、輸入が1億4,500万ドル(同1.4%)と日本の占める比率は非常に小さい。

また、スロベニアはすでに現EU加盟国、

(注) 2003年1月14日、政府はEUおよびNATO加盟に関する国民投票について、他加盟候補国に先駆けて3月26日までに同時に行うと発表。国民投票が早期に実施となった背景について、アメリカの対イラク攻撃が開始されることによって、NATO加盟への支持低下がありうるため、としている。

.....

CEFTAなどを含む36カ国とFTAを締結しており、EU加盟に関わらず、すでにスロベニアとEU間ではほとんどの関税が廃止されているため、現在EU域内に進出している日系企業への新たな影響はそれほど大きくないと予想される。

EU加盟に伴って、現在FTAを締結しているEU外の国々とはFTAを解除することとなり、FTAを締結していない日本はこれらの国々と同等の立場に立つことができるため、若干状況は改善される。しかし、すでに同国の貿易に占めるEUの割合は輸出入とも60%~70%（2001年実績）と高く、今後EU加盟に伴い一段とスロベニアとEU諸国との貿易

関係は深まるものと思われる。関税については、スロベニアは現在、日本を含むFTA締結国以外の国の製品について、最大で25%の関税を課しているが、今後EUの共通関税（CXT）が導入されることで、日本など第三国の製品に対する関税上の不利も徐々に緩和されていくことが予想される。EU域内製品より高い関税が課せられるという点では、日本製品はすでに厳しい競争にさらされているものの、「日本製は高品質」という評価も確立されており、機械、オーディオ、カメラなどの輸入量はEU加盟後も堅調に拡大していくと予測される。

---

## 2007年の加盟を目標にビジネス環境を整備(ブルガリア)

---

ウィーン・センター

欧州委員会が2002年に発表した定期報告書は、ブルガリアにおいて経済的基準の一部が満たされつつあり、市場経済が機能していることを初めて認めた点で、画期的であったといえる。しかし一方で、司法制度改革についてはさらなる改善が必要であると厳しい評価がなされた。また、EU加盟時期については、ルーマニアとともに2007年为目标として掲げられたが、これは何ら法的拘束力のあるものではない。

### 1. 「エネルギー」分野の交渉終結で大きな難関をクリア

ブルガリアのEU加盟交渉は2002年、大きく進展した。6月には、アキ・コミュニテール31分野のうち30分野での交渉を開始したほか、「モノの自由移動」、「人の自由移動」、「税制」、「経済通貨同盟」など8分野の交渉を終え、2002年12月時点で23分野の交渉を終えている。政府は、2003年中に「競争政策」、

「農業」、「地域政策」など残り7分野の交渉を終える意向である。

政府は2002年11月、「エネルギー」分野の交渉を終えた。ここでは、スロバキア、リトアニアと並んで、EUが「危険かつ安全性向上の対策は望めない」とみなされている原子力発電所（コズロデュイ原子力発電所1~4号機、出力各44万kW）の取り扱いが焦点となっていた。

コストフ前政権は99年末、ブルガリアのEU加盟交渉の開始条件として、「コズロデュイ原発1、2号機を2002年内に停止し、同3、4号機を2006年（場合により2008年）までに停止する」という確約を迫られ、受け入れた。今回も、同様の条件を受け入れることが「エネルギー」分野での交渉終結の前提とされていた。実際に、1、2号機は2002年末に運転を停止し、廃止プロセスに入った。3、4号機についても、2006年末までの閉鎖を欧州委に約束している。2002年11月の世論調査では、

3、4号機の閉鎖時期に対するEUの要求の受け入れに対し、国民の76%（99年とほぼ同水準）が反対している。特に、バルカン地域最大の電力輸出国としての地位を喪失すること、電力輸入国に転落する可能性があること、EUの主張により国益が損なわれること、スロバキアやリトアニアは、ブルガリアよりも閉鎖時期を遅くすることが認められており、ブルガリアが「不当な扱い」を受けていることに対する反感が強かった。

さらに、EUへの譲歩を批判した野党による内閣不信任案の提出、2003年10月に予定されている統一地方選挙といった政治的リスクを抱えている上、経済再生がなかなか実現せず、内閣支持率も2001年7月の発足時の50%から25%にまで半減している現政権にとって、EU加盟交渉の事情を優先させた決断は、EU加盟に向けた強い意志を示している。一方で、2002年9月に実施されたEU世論調査（ユーロバロメーター）では、国民の68%がEU加盟を支持するという結果が出ており、そうした裏付けが政府の意思を支えたとも考えられる。

現在交渉中の分野では、「競争政策」、「地域政策」、「財政・予算規定」など補助金に関わる分野における効率性と透明性の確保が焦点となっている。また、今後交渉の難航が予想される「環境」分野では、廃棄物管理、公害・リスク管理、原子力安全などが大きな課題とされている。欧州委は、環境分野に関しては、経済的な効率性の観点から、必ずしも十分な考慮がなされない傾向にあることを懸念しているほか、特に地方における行政能力の欠如を問題視している。

## 2. 司法・行政能力の向上と経済改革の推進が急務

欧州委が作成した「ブルガリアのためのロードマップ」では、定期報告書の評価を基に、加盟交渉の終結に向け、ブルガリアが果たす

べき課題を示している。同報告書で欧州委は、「加盟交渉で合意した事項を効率的に実行するためには、適切な司法・行政能力も備えていなければならない」と述べており、法律や制度の「書き換え」だけでは不十分である、との認識を明らかにしている。これは、2001年の定期報告書でも指摘された「行政・司法能力の向上」を、クリアすべき課題として改めて強調した形となっている。

行政能力の向上に関しては、改革の実施に必要なスタッフの確保、意思決定に必要な法的枠組みの明確化、公務員の採用手続きや昇進システムにおける透明性の確保が、具体的な努力事項としてあげられている。

その第一歩として、2003年中に、具体的な行動計画を含めた「包括的改革戦略」を策定することが勧告されており、進捗状況を見ながら、PHAREプログラムを通じて個々の改革支援を実施していくことが約束されている。

司法能力の向上については、司法制度改革戦略が策定されたこと、関連法が改正されたことを大きな前進と認めている。しかし、行政制度と同様、司法制度はなお脆弱であり、その機能においてはほとんど変化が見られないと指摘している。

欧州委は、改革戦略の中でも特に、当局による効果的な捜査実施の手続き・方法に関わる事項と、国会議員を過剰に保護しているとされる訴追免責に関わる事項の2点に、特段の配慮を払うべきとしている。また欧州委は、司法制度に投じる予算についても、さらなる上乗せを促している。EU諸国でGDP比2～4%である司法制度への予算は、ブルガリアでは0.3%に過ぎない。

経済改革に関して、定期報告書は、ブルガリアはマクロ経済の安定を達成しており、より効率的に資源の再配分を可能にする市場経済が機能していることを認めている。しかし、「EU域内市場の競争圧力と市場動向に耐えていくには、市場の柔軟性をさらに高める必要

.....

がある」として、具体的に次の項目を達成すべき努力目標に挙げている。

- ・ 民営化プログラムの推進
- ・ 中小企業支援、特に起業支援
- ・ 許認可手続きの廃止、簡素化
- ・ 破産手続きの効率化
- ・ 企業に対する融資機関の充実
- ・ 所有権保護の強化
- ・ 農地売買取引の促進
- ・ インフラ、教育、環境、厚生面における公的投資の質と量の充実
- ・ エネルギー分野における国家補助の削減

こうした諸施策の実施を支援する加盟準備支援金について、EUは、同国に対して3億6,800万ユーロ（2004年）、3億9,900万ユーロ（2005年）、4億3,000万ユーロ（2006年）とそれぞれ現状の20%、30%、40%と段階的に増額することを予定している。ただ、こうした支援金は、単にそれだけを支出する目的では交付されず、政府ないし民間部門からの個々のプロジェクトに対する共同出資や、十分な予算執行の実績が条件になっている。現時点では、ブルガリアのSAPARDプログラムの予算消化率は20%程度に過ぎない。さらに、「PHAREプログラムの支出対象は、諸制度の整備目的に絞られるべきである」（オルセン対ブルガリア交渉EU代表）との方針が改めて示されたほか、補助金の効果を確認するために欧州委が継続的にチェックする指標（新規起業件数、土地売買取引件数、許認可システムの簡素化、税務・関税当局の改革、破産手続きの効率化など）が「ロードマップ」で明示された。

こうしたEUの姿勢は、「政府の仕事は、EU支援金を使うことではなく、持続的な経済成長のための基本的条件を整備することである」という極めて現実的な考え方を同国に求めている。

### 3. 9つのビジネス環境整備案を発表

欧州委の勧告を受け、ヴァシレフ副首相兼経済相は2002年10月、「ビジネス環境の近代化と経済成長を促す9つの対策」を国会にあげている。9つのプログラムの概要は次のとおりである。

- 国家が関与する「投資基金」の設立
- ・ 初期資本1億レバは財政準備金（fiscal reserve）より充当
- ・ 基金運用主体を入札で選出。民間からも出資を募り、最終的には国家持ち分を過半数以下に引き下げ
- ・ 急成長しているブルガリア企業に対し投資を実施
  - グリーンフィールド投資の促進を目的とする経済特別区の設定（500万ユーロ以上の投資に対して次の特権を付与）
- ・ 無料もしくは1レバで最高50年まで借地権を付与
- ・ インフラ利用、行政対応における優遇
- ・ 経済特別区が高失業率地域に指定された場合は法人税を免税
  - 会社法の改正による破産・会社整理手続きの合理化
- ・ 執行手続きの簡素化と期間の短縮
- ・ 債権者保護の拡充
  - 企業間債務の解消
- ・ 債務の証券化
  - 資本市場の育成
- ・ ブルガリア証券取引所の上場企業選択のためコンサルタントを選定
- ・ 資本市場改革の遂行
  - 不動産価格指数の設定
- ・ 区分住居、オフィスビル、農地に分類
- ・ 2002年8月の設定以降、指数は緩やかに上昇
  - 許認可、登録制度の廃止ならびに簡素化
- ・ 既存の360の許認可・登録制度のうち、70の廃止と120の簡素化を閣議決定



- ・現在の官僚的慣行の「無言は拒否」から「無言は承認」への転換  
輸出保険機構の充実
- ・資本金の引き上げと再保険の導入による、取扱額の引き上げ  
税制ならびに社会対策
- ・高失業率地域における法人税の減免措置
- ・観光業に対するVAT税率（7%）の据え置き
- ・10万人の新規雇用創出対策

ブルガリア商工会議所、ブルガリア産業連盟、ブルガリア雇用者連盟などの産業団体は、ヴァシレフ案を歓迎している。ただ一部には、経済特区における優遇措置適用の下限投資額500万ユーロは高すぎるとして、見直しを求める声もある。

#### 4 . 加盟時期を巡る議論

2002年5月、EU加盟交渉の責任者であるクネヴァ副外相が、組織上格上げされ、「欧州関係相」に就任した。同相は、欧州委に対して、ブルガリアの加盟時期についての確約を強く要望し続けてきた。クネヴァ欧州関係相は折に触れて、「より具体的に加盟時期を設定することによって、ブルガリアは明確な展望を得て、国内関係者の発奮が期待できる」と訴えてきた。しかし、2002年の定期報告書の結論は、「ブルガリアとルーマニアを2007年にEUの一員として迎え入れることを目標とする」という表現にとどまっている。これは、2001年の「2007年のEU加盟という両国における目標を歓迎する」というスタンスからは一歩進んだものとなっているが、それ以上の具体性はない。しかし、パシ外相は、「早い段階で、遅い加盟時期が確定されるよりは、遅い時期に、結果的に早期の加盟が約束される方が良い」と、欧州委がブルガリアの加盟時期に関し明言を避けたことに対して、冷静な反応を示している。

#### 5 . 産業界の反応

ブルガリア外国人投資家連盟（BIBA）は、事業環境に関する改善要求を「白書」として取りまとめ、毎年政府に提出している。2002年版白書では、「ブルガリアは自国経済における優先事項や発展モデルを決定していない。この点に関しては、移行段階にある他の中・東欧諸国、アイルランドにおける経験が参考になる」と提言している。また、キルコフBIBA会長はサクスコブルゴツキ首相への白書提出にあたり、「大企業にとっての事業環境は良好であり、問題は少ない。今は特に、中小企業のビジネスにとって好ましい環境を整えるべきである」とのコメントを添えている。

この白書で表明された批判、提言、要望などは、おおむね欧州委の「ロードマップ」に呼応したものとなっており、徴税における不公平の解消（「闇経済」撲滅の努力など）、経済の実態を反映した税制度の確立、中小企業の税負担の軽減、機能する司法制度の確立、行政サービスの効率化などが主張の軸となっている。

なお、2001年度の白書においては、経済浮揚の前提条件として国民の購買力の向上を強調していたが、この点については、「所得税率の引き下げによる可処分所得の増加が図られた」と評価している。

世論調査機関は2002年10月、国内企業を対象に、EU加盟がビジネスに与える影響について調査を実施した。その結果をみると、次のとおり各企業の予測は分散しており、明確な回答の傾向はみられなかった。

「ビジネスのルールが明確になるため、プラスに作用する」：30%

「EU市場へのアクセスが容易になるため、プラスに作用する」：22%

「より高い基準が要求されるため、マイナスに作用する」：13%

「より厳しい競争をもたらすため、マイナスに作用する」：13%

「予測できない」：18%

また、「これまでのEU加盟交渉において、自らの事業分野に関しブルガリアがどのような約束をしたのか理解しているか」という質

問に対しては、62%が「理解していない」と回答し、「理解している」とした34%を大きく上回っている。この結果は、ブルガリアのEU加盟までの道のりの遠さを象徴しているといえよう。

(秋元 真)

## 行政改革を遂行し2007年のEU加盟を目指す（ルーマニア）

ブカレスト事務所

ルーマニアは95年6月にEU加盟を申請し、2000年2月より加盟交渉を開始した。政府は2001年、欧州統合省と加盟交渉国家代表団を設立したほか、2001～2004年の中期国家開発戦略を策定した。同国は、2000年に6分野、2001年に3分野、2002年に7分野、合計16分野の交渉を終えている。この間、2002年5月にはアクションプログラム、2002年12月には2003年のプライオリティ・アクションプログラムを策定し、EU加盟に向けた取り組みを積極的に行っている。

2003年の主な課題は、行政改革と行政能力の向上、司法改革、機能する市場経済への移行、汚職の撲滅、貧困の解消、ビジネス環境の改善などである。

### 1. 国家プログラムに基づき改革を実施

2002年6月、欧州統合省は「ルーマニアのEU加盟のための国家プログラム（NPAR）2002年版」を欧州委員会に提出した。これは、各交渉分野における加盟準備状況のほか、2002年4月末までに実施された改革措置と2005年までに実施される予定の改革措置をまとめた文書である。

NPARでは、ルーマニアにおけるビジネス環境の整備について、自営業者として経済活動を開始する権利、弁護士として活動する権

利、銀行や金融サービス機関を設立する権利、資本の自由移動について、大きく前進したと指摘している。

自営業者として経済活動を開始する権利は、「自然人による経済活動の組織化と遂行に関する法律（政令No.54 / 1990に代わるもの）」に規定されることになるが、この法律は、現在国会で最終的な審議が行われている段階にある。

「弁護士の組織化と遂行に関する法律（No.51 / 1995）」の改正法案は、2002年4月4日に政府の承認を受け、現在、両院の間で調整作業が行われている。この法案は、欧州協定に沿ったものであり、外国人弁護士はルーマニアに居を定めなければならないという制限や、外国人弁護士が法律実務を行うためには、少なくとも同数のルーマニア人弁護士を雇用しなくてはならないといった制限を廃止している。

外国法人による銀行の設立の権利について国内法制は、ルーマニアの法人であるか外国法人であるかによる区別を一切設けていない。ルーマニアで営業する免許を交付された外国銀行の支店には、容認される活動、許可や免許取消の条件、銀行の組織や経営形態、資本要件についてルーマニアの銀行と同じ規制が適用されることになる。

2002年初めには、「サービスの自由移動」

分野の障壁を監視する作業部会が設置された。この作業部会は、サービス分野における同国の法制と慣行を評価し、障壁を排除するための具体的な方策を提案するという役割を担っている。

資本の自由移動については、直接投資、不動産投資（非居住者および非居住法人による土地の取得を除く）、資金送金、非居住者による外国為替口座の取引などが自由化された。居住者、非居住者ともにルーマニア金融市場で取引される証券の取得については、中央銀行の承認を受けなければならないが、政府は徐々に自由化を進める意向である。

政府は、貿易政策を持続可能な経済発展のための重要な要素とみなしており、その主な目的を、高付加価値品目などの輸出拡大においている。このほか、海外市場情報の効果的な活用、展示会、ミッションへの参加など、海外市場へのアクセス拡大と同国製品の競争力向上のための支援を優先課題としている。2002年1月にはHSコード体系とEU商品コード体系（CN）を導入するなど、関連制度の整備も進めている。

規格・基準認証の分野では、政府は欧州規格の少なくとも80%を2003年末までに適用することを目標にした「欧州規格採用方針」を2001年7月に採用した。これに対し欧州委は、18兆4,140億レイ（約60万8,000ユーロ）の資金拠出を承認した。政府は、欧州規格を管理運営するための人材育成を進めるとしている。

税制の分野では、「付加価値税に関する法律（No.345 / 2002）」の制定という大きな進展があった。この法律では、付加価値税の免税額を1億2,500万レイから15億レイに引き上げ、住宅の新築、改修に対する付加価値税の免税のほか、輸入から90日以内に輸出する最終製品の生産のための原材料や輸入材料に対する付加価値税の免除などの制度が導入された。

汚職の問題に関し、ナスターセ首相は2002

年12月、「政府は、汚職撲滅のための国家戦略を加速してきた。こうした措置により、政府の行動力、ルーマニア経済の誘引力、ルーマニア社会の民主的で効率的な機能に対する国民とビジネスマンの信頼を取り戻すつもりである」とコメントしている。さらに、こうした措置が政府の専断的な措置ではなく、マスメディア、民間団体、国民、国会との連携の上に透明性をもってとられた措置であることを強調している。

## 2. 産業界も加盟プロセスに積極的に参画

世論は、EU加盟を政府と産業界にとっての優先課題と認識している。加盟候補国を対象に行われた世論調査によると、ルーマニア国民の85%がEU加盟に賛成している。

加盟プロセスの透明性を確保するため、政府は、労働組合、産業界、業界団体、政党、代表的な民間団体などと協議するための包括的な枠組みを設定した。これは、加盟交渉のプロセスに社会の幅広い参加を求め、EU加盟に際し求められる制度改革を明確に理解してもらい、効率的に実施することを目的にしている。

欧州統合省が「欧州の将来に関する討議」を正式に開始した2001年5月9日以降、民間団体は率先してセミナーや公開討論会などを開催し、EU加盟プロセスに関する情報の普及を図ってきた。プシカシEU加盟交渉首席交渉官は、各界の代表を交えた委員会、協議会、討論会、円卓会議、セミナーの開催を産業界にも呼びかけている。実際に産業界は、EU統合に関する情報の普及と各種プロジェクトに深く関わっており、産業界の情報、専門知識、各種調査結果などは同国の加盟交渉にとって有益なものとなっている。例えば、産業界では、加盟交渉の状況、EU基準の適用状況、EU拡大の社会、経済、政治へのインパクト、労働移民問題、金融問題など多岐

.....

にわたって調査、検討している。

### 3. 欧州委は行政改革の必要性を強調

欧州委は2002年10月、EU加盟候補国が過去1年間に達成した進展をまとめた定期報告書を発表した。同報告書は、ルーマニアが97年以来、EU基準への適合の面で着実に進展してきたことを指摘している。しかし、まだ改革に着手していない分野があるほか、行政能力の欠如のために、整備した法制の実施に問題が生じているとしている。

同国は過去1年間、法制度のEU基準への調和を加速させてきた。また、徐々にではあるがEU基準の履行に必要な行政改革を進めてきた。課題とされている行政能力の向上には、行政制度と司法制度の両方の包括的な構造改革が必要となるが、ルーマニアが2007年のEU加盟を目標としていることを鑑みると、同国の加盟準備の進捗状況は順調に進んでいると言える。

改革を要する分野としては、各種経済基準の達成、および法制のEU基準への調和、行政・司法分野での改革があげられている。特に、資本の自由移動におけるマネーロンダリング対策、知的財産権の保護、競争政策分野における鉄鋼業界の整理・再編、税制分野における汚職対策、中小企業政策分野でのビジネス環境の整備などでの改革の必要性が強調されている。環境分野では、制度の整備は進んでいるものの、資金不足が指摘されている。

アキ・コミュニテールを履行する行政能力は限定的であり、そのことがEU加盟の大きな障害になっている。行政の一部は効果的に機能しているが、EUからの支援金の管理など行政能力の不備が懸念されている分野が数多くある。政府は、この問題に関する改革プログラムを発表したが、構想段階にとどまっており、まだ実行されていない。

欧州委は、政府と協議の上、加盟プロセスを進めるための詳細なロードマップの策定と

加盟前援助の増額を決定した。同国のEU加盟目標は、2007年と設定されており、ロードマップは、加盟準備の進捗状況と交渉の進展をにらんで定期的に更新される。

欧州委はまた、同国に対する金融支援を段階的に増額することを条件付きで決定している。これによると、2001～2003年における平均支援額に比べ、2004年には20%、2005年には30%、2006年には40%、支援額を増額することになっている。追加支援の条件は、ロードマップに沿った進展、資金の効果的な管理・分配能力の著しい改善である。

政府はこれらの報告書に基づき、EU加盟の準備段階において講じなければならない措置の優先順位と方向を次のように決定した。

1. 行政改革
2. EU基準の適用における行政能力の強化
3. 法制度改革
4. 財産権の再構成と関連法令の改正
5. 機能する市場経済の確立
  - ・ 経済の構造改革、国営企業の民営化とリストラ
  - ・ 価格と商取引の自由化
6. 汚職撲滅
7. 子供保護制度の定着
8. 貧困撲滅
9. 金融サービス部門の発達とビジネス環境の改善
10. アキ・コミュニテール履行のための能力の強化

今後、欧州統合省は加盟準備に関わっている他の省庁や機関と協力して、実施計画の詳細を詰める予定である。

### 4. 日系企業の事業活動に与える影響

ルーマニア市場で活動している、あるいは今後参入を考えている日本企業にとって、同国のEU加盟により、主として次のような影響が生じると考えられる。

ルーマニアと他のEU加盟国との間の関税

# Report 1 .....

が撤廃されるため、EU域外企業は、在ルーマニア企業、在EU企業と異なる関税体系が適用される。つまり、在ルーマニア企業は、欧州単一市場への製品の自由な輸出という恩恵を受けられると同時に、企業活動の拡大に必要な資材と技術をEUから無関税で輸入できるという恩恵も受けられる。

労働者の自由移動が認められることから、ルーマニアにおける人件費の水準は、長期的には徐々に上昇することが予想される。一方で、個人所得の増加は生活水準の向上、ひい

ては国内市場の拡大というプラスの影響ももたらすだろう。

日本企業を含め、ルーマニアで活動している企業が生産する製品の品質と技術水準は、EU規格に合わせることを義務付けられる。

また、ルーマニアのEU加盟により、イタリア、フランス、スペイン、ドイツ企業など外資系企業の参入を促し、国内市場での競争がさらに厳しくなることが予想される。

(佐藤 勝英)